

第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会(じょうかい)ノ外(ほか)臨時会ヲ召集スベシ

2 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四条 帝国議會ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ両院同時ニ之ヲ行フベシ

2 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルベシ

第四十五条 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ勅令ヲ以テ新(あらた)ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スベシ

第四十六条 両議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非(あら)ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ為(な)ス事ヲ得ズ

第四十七条 両議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八条 両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得

第四十九条 両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十条 両議院ハ臣民ヨリ呈出(ていしゅつ)スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一条 両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ、外(ほか)内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付(つき)院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ処分セラルベシ

第五十三条 両議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患(がいかん)ニ関(かかわ)ル罪ヲ除ク外(ほか)会期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四条 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及枢密顧問(すうみつこもん)

第五十五条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼(ほひつ)シ其ノ責(せめ)ニ任ズ

2 凡(すべ)テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署(ふくしょ)ヲ要ス

第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢(しじゆん)ニ応(こた)ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

2 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具(そな)フル者ヲ以テ之ニ任ズ

2 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒(ちょうかい)ノ処分ニ由(よ)ルノ外(ほか)其ノ職ヲ免(めん)ゼラルコトナシ

3 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但(ただ)シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞(おそれ)アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停(とど)ムルコトヲ得

第六十条 特別裁判所ノ管轄(かんかつ)ニ属スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限(かぎり)ニ在(あ)ラズ

第六章 会計

第六十二条 新(あらた)ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

2 但シ報償(ほうしょう)ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラズ

3 国債ヲ起(おこ)シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外(ほか)国庫ノ負担トナルベキ契約ヲ為(な)スハ帝国議会ノ協賛ヲ經(ふ)ベシ

第六十三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス

第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ經ベシ

2 予算ノ款項(かんこう)ニ超過シ又ハ予算ノ外(ほか)ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協賛ヲ要セズ

第六十七条 憲法上ノ大権(たいけん)ニ基ヅケル既定(きてい)ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ズ

第六十八条 特別ノ須要ニ因(よ)リ政府ハ予(あらかじ)メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議会ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九条 避クベカラザル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外(ほか)ニ生ジタル必要ノ費用ニ充(あ)ツル為ニ予備費ヲ設クベシ

第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用(じゅうよう)アル場合ニ於テ内外ノ情形(じょうけい)ニ因(よ)リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能(あた)ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為(な)スコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一条 帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セズ又ハ予算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スベシ

第七十二条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱(とも)ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

2 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スベシ

2 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非(あら)ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ為(な)スコトヲ得ズ

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セズ

2 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ズ

第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ズ

第七十六条 法律規則命令又ハ何等(なんら)ノ名称ヲ用ヰタルニ拘(かかわ)ラズ此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總(すべ)テ遵由(じゅんゆう)ノ効力ヲ有ス

2 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七条ノ例ニ依ル

二十一カ条の要求

T X T



右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
T X T ファイルをダウン
ロードしてください。

[個別ダウンロード](#) (テキストファイル / 9.05KB)



[🔍 プレビュー](#) [📄 ダウンロード](#) [🖥️ 全画面モード](#)

(教科書名入る) p.269
二十一カ条の要求

YJHD107400

対華要求に関する加藤外相訓令

大正三年十二月三日付機密号外

加藤大臣

在京日置公使宛

対支政策ニ関スル件

帝国政府ニ於(おい)テハ、時局ノ善後ヲ図リ且(かつ)帝国将来ノ地歩ヲ鞏固(きょうこ)ニシテ以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持センガ為(ため)、此(この)際支那(シナ)政府トノ間ニ大體別紙第一号乃至(ないし)第四号ノ趣旨ノ条約及(および)取極(とりきめ)ヲ締結(ていけつ)致度(いたしたき)意図ニ有之(これあり)。右ノ内別紙第一号ハ山東問題ノ処分ニ係リ、別紙第二号ハ大體南滿洲(まんしゅう)及(および)東部(とうぶ)内蒙古(ないもうこ)地方ニ於(お)ケル我地位ヲ明確ナラシムルノ趣旨ニ有之。畢竟(ひっきょう)南滿洲及東部内蒙古ニ関シテハ、帝国ノ地位モ将(まさに)又支那ノ地位モ共ニ甚(はなはだ)不明確ナル点尠(すくな)カラザル為、従来日支兩國ノ間ニ無用ノ誤解猜疑(さいぎ)ヲ生ジ、延(ひい)テ兩國ノ国民的感情ニモ多大ノ悪影響ヲ及(およ)ボシタルコト少カラザル次第ナルニ付(つき)、帝国政府ニ於テハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル既成ノ事実ヲ茲(ここ)ニ明確ナラシムルト共ニ、一面此機会ニ於テ帝国政府ニ於テハ所謂(いわゆる)滿洲分割等同地方ニ対シ何等(なんら)領土ノ野心ヲ包蔵セザルノ意志ヲ表白セントスルモノニ有之。尤(もつとも)モ南滿洲及東部内蒙古ニ関シテハ、先(ま)ヅ別紙第二号甲(こう)案ニヨリ交渉ヲ開始相(あい)成度(なりたく)、右ハ或ハ支那政府ノ承諾ヲ見ルコト困難ナルカトモ思考セラルルモ、成(な)ルベク右甲案通りノ我希望ヲ貫徹シ得ル様、御折衝(せつしょう)相成(あいな)り、已(や)ムヲ得ザルニ及テ別紙第二号乙(おつ)案ニ拠ラルルコトト致度(いたしたく)、次ニ別紙第三号漢冶萍(かんやひょう)問題ニ関シテハ此際主義上ノ取極ヲ約シ置キ、詳細ノ点ハ追テ協議決定スルコトト致度、尚別紙第三号及第四号ハ必ズシモ条約ノ形式ト為スヲ要セズ。或ハ公文ノ交換等ニヨルモ差支(さしつかえ)無之(これなき)ニ付右ニ御承知相成度、将又別紙第一号及第二号ノ条約及第三号及第四号ノ取極ハ何(い)ずレモ支那側ニ於テ希望スルニ於テハ当分密約ト致シ置クモ、苦(くる)シカラザル義ニ付是(これ)亦(また)御含(ふく)み置(お)き相成度シ。

以上各項中、別紙第一号ハ時局善後ノ為メ当然ノ措置ニ属シ、別紙第二号ハ大體既成事実ノ確認ニ止マリ、別紙第三号ハ我方ノ漢冶萍公司(コンス)ニ対スル關係ニ顧ミ同公司将来ノ為最善ノ方図ニ属スルモノニシテ、要スルニ以上三項共何レモ何等格段ニ新規ノ事態ヲ現出セントスルモノニ無之(これなく)、若(も)シ夫(そ)レ別紙第四号ニ至テハ帝国政府ニ

於テ屢次(るじ)内外ニ宣明シタル支那領土保全ノ大則ニ更(さら)ニ一歩ヲ進メントスルモノニ過ギザル次第ニ有之。帝国政府ニ於テハ此機ニ於テ東亜ニ於ケル帝国ノ地歩ヲ益々確保シ大局ヲ保全センガ為、以上各項目ノ実行ヲ以テ絶対ニ必要ト思考スル次第ニシテ、帝国政府ハ有(あ)ラユル手段ヲ尽(つく)シテ、是非(ぜひ)共(とも)之(これ)ガ貫徹ヲ図ルベキ極メテ鞏固ナル決心ヲ有スル義ニ付、貴官ニ於テモ克(よ)ク政府ノ意ノアル所ヲ体シ、極力御尽瘁(じんすい)相成度。將又別紙第五号ハ別紙第一号乃至第四号ノ各項トハ全然別個ノ問題トシテ、此際支那ニ其(その)実行ヲ勸告致度事項ニ有之。日支兩國親交ノ増進ヲ図リ、其共通利益ヲ擁護センガ為ニハ何レモ緊要ノ案件ニシテ、中ニハ既ニ日支兩國間ニ懸案トナリ居レル項目モ有之次第ニ付、之亦成ベク我方希望ヲ實現セシムル様精々御尽力相成度。又本件交渉中、支那当局ハ必ズ膠州(こうしゅう)灣最後ノ処分ニ関スル帝国政府ノ意嚮(いこう)ヲ承知シタキ旨申出ヅベク候処(そうろうところ)、帝国政府ニ於テハ、若シ支那政府ニシテ全然我要求ヲ応諾スルニ於テハ同地還付ノ事ヲ詮議スルモ苦シカラズト思料致居候ニ付、右ニ御含相成度。尤モ還付実行ノ場合ニハ、同地ヲ開放シテ商港トナシ且我專管居留地ヲ設クルコト絶対ニ必要ト被存候(ぞんぜられそうろう)間(あいだ)、還付ノ詮議ヲ声明セラルルトキハ別紙第六号ノ如キ趣意ニテ御応答相成り、其結果公文ヲ交換スルコト必要ナル場合ニハ請訓(せいくん)ノ上措置セラルルコトト御承知相成度、此段及訓令候也。

第一号

日本国政府及支那国政府ハ、偏(ひとえ)ニ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ、且兩國ノ間ニ存スル友好善隣ノ關係ヲ益々鞏固ナラシメンコトヲ希望シ、茲ニ左ノ條款(じょうかん)ヲ締約(ていやく)セリ。

第一条 支那国政府ハ独逸(ドイツ)国ガ山東省ニ関シ條約其他ニ依(よ)リ支那国ニ對シテ有スル一切ノ權利・利益・讓与(じょうよ)等ノ処分ニ付、日本国政府ガ独逸国政府ト協定スベキ一切ノ事項ヲ承認(しょうにん)スベキコトヲ約ス。

第二条 支那国政府ハ、山東省内若(もし)クハ其沿海一帶ノ地又ハ島嶼(とうしょ)ヲ、何等ノ名義ヲ以テスルニ拘(かか)ハラズ、他国ニ讓与シ又ハ貸与(たいよ)セザルベキコトヲ約ス。

第三条 支那国政府ハ芝罘(チーフー)又ハ龍口(りゅうこう)ト膠州灣ヨリ濟南(さいなん)ニ至ル鐵道トヲ連絡スベキ鐵道ノ敷設(ふせつ)ヲ日本国ニ允許(いんきょ)ス。

「第四条 支那国政府ハ成ベク速(すみやか)ニ、外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ本條約付屬書ニ列記セル山東省ニ於ケル諸都市ヲ開クベキコトヲ約ス。

(大正四年往電第四号ニヨリ修正)

第四条 支那国政府ハ成ルベク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クベキコトヲ約ス。其地点ハ別ニ協定スベシ。

(即チ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通修正ノ上、提出シタルナリ)」

第二号甲案

日本国政府及支那国政府ハ、支那国政府ガ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認(しょうにん)スルニヨリ、茲ニ左ノ条款(じょうかん)ヲ締約(ていやく)セリ。

第一条 両締約国ハ、旅順(りょじゅん)大連(だいにん)租借期限並(ならびに)南滿洲及安奉(あんぼう)両鉄道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ケ年ヅツ延長スベキコトヲ約ス。

第二条 日本国臣民ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於テ、各種商工業上ノ建物ノ建設又耕作ノ為必要ナル土地ノ賃借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得。

第三条 日本国臣民ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於テ、自由ニ居住往来シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得。

第四条 支那国政府ハ、本条約付属書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸鉱山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス。

「第四条 支那国政府ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル鉱山採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス其採掘スベキ鉱山ハ別ニ協定スベシ(即チ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通ニ修正訂正セルナリ)」

第五条 支那国政府ハ左ノ事項ニ関シテハ豫メ日本国政府ノ同意ヲ經ベキコトヲ承諾ス。

(一) 南滿洲及東部内蒙古ニ於テ他国人ニ鉄道敷設權ヲ与ヘ又ハ鉄道敷設ノ為ニ他国人ヨリ資金ノ供給ヲ仰グコト。

(二) 南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸税ヲ担保トシテ他国ヨリ借款(しゃっかん)ヲ起スコト。

第六条 支那国政府ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル政治、財政、軍事ニ関シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ、必ズ先ヅ日本国ニ協議スベキコトヲ約ス。

第七条 支那国政府ハ、本条約締結ノ日ヨリ九十九ケ年間日本国ニ吉長(きつちょう)鉄道ノ管理經營ヲ委任ス。

第二号乙案

日本国政府及支那国政府ハ、支那国政府ガ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニ依リ、茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ。

第一条 (甲案ノ通り)

第二条 支那国政府ハ、外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ本条約付属書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸都市ヲ開クベキコトヲ約ス。

第三条 支那国政府ハ、両締約国臣民ガ合弁ニ依リ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ農業及付随工業ノ經營ヲ為サントスルトキハ、之ヲ承認スベキコトヲ約ス。

第四条 以下ハ甲案ノ通り

第三号

日本国政府及支那国政府ハ、日本国資本家ト漢冶萍公司トノ間ニ存スル密接ナル關係ニ顧ミ、且両国共通ノ利益ヲ増進センガ為左ノ條款ヲ締約セリ。

第一条 両締約国ハ、将来適當ノ時機ニ於テ漢冶萍公司ヲ両国ノ合弁トナスコト、並ニ支那国政府ハ日本国政府ノ同意ナクシテ同公司ニ屬スル一切ノ権利財産ヲ自ラ処分シ又ハ同公司ヲシテ処分セシメザルベキコトヲ約ス。

第二条 支那国政府ハ、漢冶萍公司ニ屬スル諸鉱山附近ニ於ケル鉱山ニ付テハ、同公司ノ承認ナクシテハ之ガ採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セザルベキコト、並ニ其他直接間接同公司ニ影響ヲ及ボスベキ虞(おそれ)アル措置ヲ執(と)ラントスル場合ニハ、先ヅ同公司ノ同意ヲ經ベキコトヲ約ス。

第四号

日本国政府及支那国政府ハ支那国領土保全ノ目的ヲ確保センガ為、茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ。

支那国政府ハ支那国沿岸ノ港湾及島嶼ヲ他国ニ讓与シ若クハ貸与セザルベキコトヲ約ス。

第五号

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ僱聘(ようへい)セシムルコト。
二、支那内地ニ存在スル日本ノ病院、寺院及学校ニ対シテハ、其土地所有權ヲ認ムルコト(註、提案の際「存在スル」ヲ「於ケル」ト改ム)。

三、従来日支間ニ警察事故ノ発生ヲ見ルコト多ク、不快ナル論争ヲ醸(かも)シタルコトモ尠カラザルニ付、此際必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ、又ハ此等地方ニ於ケル支那警察官庁ニ多数ノ日本人ヲ僱聘セシメ、以テ一面支那警察機關ノ刷新(さっしん)確立ヲ図ルニ資スルコト。

四、日本ヨリ一定ノ数量(例ヘバ支那政府所要兵器ノ半数)以上ノ兵器ノ供給ヲ仰ギ、又ハ支那ニ日支合弁ノ兵器廠(しょう)ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰グコト。

五、武昌(ぶしょう)ト九江(きゅうこう)南昌(なんしょう)線トヲ連絡スル鉄道及南昌杭州(こうしゅう)間、南昌潮州(ちょうしゅう)間鉄道敷設權ヲ日本ニ許与スルコト。

六、福建省ニ於ケル鉄道、鉱山、港湾ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ関シ、外国資本ヲ要スル場合ニハ先ヅ日本ニ協議スベキコト。

七、支那ニ於ケル本邦人ノ布教權ヲ認ムルコト。

第六号

支那国政府ハ、日本国政府ガ膠州湾租借地ヲ支那国ニ還付スル場合ニハ、全部之ヲ商港トシテ開放スベキコトヲ約シ、且ツ日本国政府ガ其指定スル地区ニ日本專管居留地ヲ設置スルコトニ同意ス。

(付属表略)

「付記

本件交渉ニ際シ、日本ヨリ支那側ニ対シ履行ヲ約束シ得ル事項ハ、概(おおむ)ネ左ノ如シ。

一、袁大總統ノ地位竝ニ其一身一家ノ安全ヲ保障スルコト。

二、革命党及支那留学生等ノ取締ヲ嚴重勵行スルコト。又不謹慎ナル本邦商民浪人等ニ対シテハ充分注意スルコト。

三、適當ノ時期ニ於テ膠州灣還付問題ヲ詮議スベキコト。

四、袁總統及關係大官叙勲奏請方又ハ贈与ノ義ヲ詮議スベキコト。

○備考 右ハ日置公使ノ含迄ニ交付セラレシモノニシテ、書面ニ認メ支那側ニ差出セルモノニハ非ラズ。此ノ注意ハ訓令本書ニモ記入セラル。」



NHK for School

米騒動



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.271

米騒動

YJHE103800

提供元：NHK for School



NHK for School 関東大震災



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.276

関東大震災

YJHE103900
提供元 : NHK for School



NHK for School

八幡製鉄所



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.284

八幡製鉄所

YJHE104000
提供元 : NHK for School



NHK for School

戦時下の生活



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.314

戦時下の生活

YJHE104100
提供元 : NHK for School

日本国憲法



T X T

右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
T X Tファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 25.06KB)



プレビュー ダウンロード 全画面モード

(教科書名入力) p.330

日本国憲法

YJHD107500

朕(ちん)は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密(すうみつ)顧問の諮詢(しじゅん)及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可(さいか)し、ここにこれを公布せしめる。

御名(ぎよめい) 御璽(ぎよじ)

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼外務大臣 吉田茂

国务大臣 男爵 幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄

国务大臣 斎藤隆夫

逓信大臣 一松定吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

国务大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚常次郎

大蔵大臣 石橋湛山

国务大臣 金森徳次郎

国务大臣 膳桂之助

日本国憲法

[前文] 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢(けいたく)を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍(さんか)が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅(げんしゆく)な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅(しょうちやく)を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従(れいじゅう)、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲(せしゅう)のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政(せつしょう)〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。

- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦(たいしゃ)、特赦(とくしゃ)、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書(ひじゅんしょ)及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与(しよ)することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有(きょうゆう)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用(らんよう)してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族(かぞく)その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章(くんしょう)その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免(ひめん)権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償(ばいしょう)〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隷(どれい)的拘束(こうそく)及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因(よ)る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻(こんいん)は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使(こくし)の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留(よくりゅう)及び拘禁(こうきん)の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収(おうしゅう)の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問(ごうもん)及び残虐(ざんぎゃく)な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべての刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遯及(そきゅう)処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

〔国会の地位〕

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費(さいひ)〕

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

〔臨時会〕

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選

挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定足数と過半数議決〕

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布(はんぷ)しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔役員を選任及び議院の自律権〕

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾(だんがい)裁判所〕

第六十四条 国会は、罷免(ひめん)の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

〔行政権の帰属〕

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中

から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠缺(けんけつ)又は総選挙施行による総辞職〕

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結(ていけつ)すること。但し、事前に、時宜(じぎ)によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理(しょうり)すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬(ほうしゅう)を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞(おそれ)があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

〔財政処理の要件〕

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

〔課税の要件〕

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

〔予算の作成〕

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

〔予備費〕

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

〔皇室財産及び皇室費用〕

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔公の財産の用途制限〕

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔会計検査〕

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

〔財政状況の報告〕

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況に

ついて報告しなければならない。

第八章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員(りいん)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみ適用される特別法〕

第九十五条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多(いくた)の試練(しれん)に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守(じゅんしゅ)〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要

とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の経過的特例〕

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する経過規定〕

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

サンフランシスコ平和条約



右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
TXTファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 24.36KB)



👁️ プレビュー 📄 ダウンロード 🗒️ 全面画モード

(教科書名入る) p.337

サンフランシスコ平和条約

YJHD107600

日本国との平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且(か)つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結(ていけつ)することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章(けんしよう)の原則を遵守(じゅんしゅ)し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既(すで)に降伏後の日本国の法制によって作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該(とうがい)連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水(りょうすい)に対する日本国民の完全な主権を承認(しょうにん)する。

第二章 領域

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州(さいしゅう)島、巨文(きよぶん)島及び鬱陵(うつりょう)島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖(ほうこ)諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得(かくとく)した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放

棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾(じゅだく)する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若(も)しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南(しんなん)群島及び西沙(せいさ)群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球(りゅうきゅう)諸島及び大東(だいとう)諸島を含む。)、孀婦岩(そうふがん)の南の南方諸島(小笠原(おがさわら)群島、西之島(にし)のしま)及び火山列島を含む。)並びに沖(おき)の鳥(とり)島及び南鳥(みなみとり)島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極(とりきめ)の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(c) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

第三章 安全

第五条

(a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その国際紛争を、平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決すること。

(ii) その国際関係において、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(iii) 国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。

(b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針とすべきことを確認する。

(c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

第六条

(a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但(ただ)し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐(ちゅう)とん又は駐留(ちゅうりゅう)を妨げるものではない。

(b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。

(c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の際に占領軍が占有しているものは、相互の合意によって別段の取極が行われない限り、前期の九十日以内に日本国政府に返還しなければならない。

第四章 政治及び経済条項

第七条

(a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、日本国との戦前のいずれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引き続いて有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇(か)月で、引き続いて有効なもののみなされ、又は復活され、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。

らない。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

(b) この条の(a)に基いて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活に関し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができる。この除外は、除外の適用を終止することが日本国の通告される日の三箇月後まで行われるものとする。

第八条

(a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。日本国は、また、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極を受諾する。

(b) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン=アン=レイの諸条約及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であることに由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名されたトルコとの平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を放棄する。

(c) 日本国は、千九百三十年一月二十日のドイツと債権国との間の協定及び千九百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年一月二十日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定款に基いて得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべての義務を免かれる。日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、この項に掲げる権利、権原及び利益の放棄をパリの外務省に通告するものとする。

第九条

日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

第十条

日本国は、千九百一年九月七日到北京(ペキン)で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前期の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意する。

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁(こうきん)されている日本国民にこれらの法廷が課した

刑を執行するものとする。これらの拘禁されている物を赦免(しゃめん)し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外(ほか)、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第十二条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、

(1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課(ふか)及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行(りこう)、財産権(有体財産及び無体財産に関するもの)、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) もっとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限定においてのみ、当該連合国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

(d) この条の適用上、差別的措置であって、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するものを除く。)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。

(e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利の行使によって影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によって日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第十三条

(a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があったときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前期の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生時から四年間、この効力発生の日いずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従って同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の条項に従って同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

第五章 請求権及び財産

第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よって、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され、且つ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者

並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所属を変じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該

当局の管理の下におかれた時に前記の（a）、（b）又は（c）に掲げるいずれかの人又は団体に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

（Ⅱ）次のものは、前記の（Ⅰ）に明記する権利から除く。

（i）日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。

（ii）日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であったもの

（iii）宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もっぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産

（iv）関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいった財産、権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

（v）日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

（Ⅲ）前記の例外から（i）から（v）までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならない。これらの財産が清算されているときは、代わりに売得金を返還しなければならない。

（Ⅳ）前記の（Ⅰ）に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使され、所有者は、これらの法律によって与えられる権利のみを有する。

（Ⅴ）連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。

（b）この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第十五条

（a）この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があったときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問わずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあったも

のを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りではない。この財産は、戦争があったために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従って処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。

(b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号（いずれも改正された現行のものとする。）によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許与を申請した場合に限る。

(c)

(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかった連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であった条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によって廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかったならば生ずるはずであった権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

第十六条

日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であった国にある又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平(こうへい)であると決定する基礎において、捕虜であった者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。この条約の第十四条(a)2(II)の(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の際に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除

外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七条

(a) いずれかの連合国の要請があったときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に関係のある事件に関する日本国の捕獲審検所(ほかくしんけんしょ)の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになった場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

(b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかった訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行った裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公平且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

第十八条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約(債券に関するものを含む。)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかったものと認める。戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体損害若しくは死亡に関して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は第十四条によって与えられる権利を害するものではない。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた

連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に関していずれかの連合国がとった行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被拘留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む。）を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a) 千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に関する請求権並びに (b) 千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の関係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十条に従ってとられる行動を害するものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によって許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行なわれるまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条 (a) 2 の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本

国及びまだ国際司法裁判所規程の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従って、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

第七章 最終条項

第二十三条

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によって批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかったときは、これを批准した国は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

第二十四条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三条(a)に基くこの条約の効力発生の日及びこの条約の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

第二十五条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国のいかなる権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によっても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日

本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。

第二十七条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本(とうほん)を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

(全権委員署名略)

日米相互協力及び 安全保障条約



TXT 右下のダウンロード
ボタンをクリックして、
TXTファイルをダウン
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 4.15KB)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🖨️ 全画面モード

(教科書名入る) p.342

日米相互協力及び安全保障条約

Y3HD107700

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護(ようご)することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約(ていやく)国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行(すいこう)されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時(ずいじ)協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置(そち)は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本

書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ



NHK for School 安保闘争



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.342

安保闘争

YJHE104200
提供元 : NHK for School



NHK for School

石油危機



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.354

石油危機

YJHE104300

提供元 : NHK for School